

帯広市森林整備計画の変更について

1. 計画変更の趣旨

令和3年6月、政府は、2050年カーボンニュートラルを見据えた豊かな社会の実現を目指すため、森林・林業・木材産業による「グリーン成長」を掲げ、新たな森林・林業基本計画を閣議決定した。これに即して、国は令和3年6月15日、北海道は令和3年12月27日にそれぞれの森林計画を見直し、森林の適正な管理・利用を図るため再造林の促進や、林地の保全に留意した適切な伐採・搬出に関する事項を追加した。

市町村森林整備計画は、北海道が変更した地域森林計画に適合したものでなければならない（森林法第10条の5第4項）ことから、所要の変更を行うもの。

※ 北海道の全ての市町村が対象

2. 計画の期間

現行の計画期間 2019（令和元）年度から2028（令和10）年度の10年間

計画の変更始期 2022（令和4）年4月1日

3. 主な変更箇所

（1）新たに「特に効率的な施業が可能な森林」の区域及び施業の方法を設定

- 区域の設定

木材生産機能が高い、傾斜が比較的緩やかなどの自然的条件や林道からの距離が近いなど社会的条件等を勘案し、一体として森林の施業を行うことが適当と認められる区域とする。

- 施業の方法

主伐後は原則、植栽による確実な更新を行う。

（2）伐採時の留意事項に関する記述を追加

「主伐時における伐採・搬出指針」に基づき、立木の伐採方法・集材方法に関する事項を記載。

- 伐採を行う場合、指針に即した方法により行う。
- 集材路を作設する場合、森林の更新及び土地の保全への影響を極力抑えて行う。
- 集材路等について、使用後は原則植栽等により植生の回復を目指す。

（3）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準を追加

伐採後に天然更新が期待できない森林の具体的な基準等を記載。

- 現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る広葉樹林が更新対象地の周囲に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする。